## 第7回平塚市空家等対策協議会会議録

令和2年2月4日(火) 1 日 時

午後2時00分~午後3時30分

平塚市役所本館 519会議室 2 場 所

委員(欠席2名) 3 出席者

加藤会長、山岡副会長、濱島委員、山田委員、髙木委員、

奥山委員、日比野委員、黒部委員

平塚市

田代まちづくり政策部長

小野間まちづくり政策課長

谷田部担当長

鈴木主任

4 会議の成立 平塚市空家等対策協議会規則第6条第2項に基づき、委員の過半 数の出席により成立

- 0 名 5 傍聴者
- (1)空家等の現況について 6 議事
  - (2) 平塚市空家等対策計画の進捗状況について
  - (3)特定空家等について(非公開)
- 7 非公開の 議題(3)については、審議する内容が未成熟なものであること 理由 から、平塚市情報公開条例第5条第3号の審議に関する情報とし て非公開とするもの。

## (開会 午後2時00分)

- 会 長 それでは、始めさせていただきたいと思います。先ほど事務局から説明がありましたように本日の会議は一部公開となっておりますが、傍聴者はおりませんでしたので御承知おきください。
- 会 長 それでは、これより議事に入ります。 まず、議事(1)「空家等の現況について」事務局より説明をお願いいた します。

事務局 (資料1について説明)

- 会 長 ただいま説明がありました件について、御意見、御質問等はございますか。
- 委員参考資料の中で説明のあった「その他の住宅」の説明を再度お願いしたい。
- 事務局 空家の中でも、別荘としての利用又は賃貸用及び売却用といった具体的な 使用目的が決まっていない住宅を示します。適切な管理が行われず、管理不 全な状態になる可能性が高いと考えられています。
- 会 長 この、「その他の住宅」が実質的な空家とも言われているようです。
- 委 員 年度毎で受け付けた相談件数に差がありますが、これは何か要因があるのでしょうか。
- 事務局 平成30年度が特に多い理由としては、台風及び小学校などの通学路に関する相談、自治会及び消防からの情報提供などにより、まとまった数の相談がありました。今年度(令和元年度)も相談件数が多い状況が続いていますが、当該理由としては、空家の相談先などを掲載した周知チラシを継続して公共施設に配架し、今年度は自治会への回覧も実施したことから、空家に関する相談先が周知され、相談件数の増加に繋がっていると考えております。
- 委員解体については、去年度から比較して件数がだいぶ増えているように思いますが、解体されたという確認は、どのように行われているのでしょうか。

- 事務局 職員による定期巡回の中で行っております。相談を受けて場所を把握した 空家等については、所有者等への適正管理を促した後、定期的に現地確認を しております。巡回を行う中で、今年度の解体件数の多さは特に目立つ状況 です。
- 会 長 それでは、他に御意見等ないようですので、次の議事に入りたいと思います。議事(2)「平塚市空家等対策計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 (資料2について説明)
- 会 長 ただいま説明がありました件について、御意見、御質問等はございますか。
- 委員 基本施策 取組施策3(2)にエンディングノートの作成会議への参画 とあるが、参画後の市の取組みはどのような状況でしょうか。
- 事務局 当該作成会議を主催している神奈川県居住支援協議会からは、年度内にエンディングノートを作成し、提供を受ける予定となっております。また、庁内では福祉部局でもエンディングノートの作成を予定しているため、双方の内容を確認し、うまく活用できたらと考えております。
- 委員 空家も含めて、相続(終活)の関係は多岐にわたるので、うまく利用できるものを作成してもらいたいと思います。
- 委員 基本施策 取組施策1(2)に空家の発生防止と解消を目的としたセミナー・相談会の開催とあるが、どのような内容だったのでしょうか。
- 事務局 当該セミナーについては3部構成になっており、第1部及び第2部が講演会、第3部が個別相談会として、かながわFP生活相談センターの主催により開催されました。講演会は相続対策をふくめた空家及び自宅の有効活用について行われました。個別相談会では、具体的な相談がありました。
- 委 員 先ほどのエンディングノートもうまく利用されると、より良い個別相談会 になるかと思います。
- 委員 基本施策 取組施策 2 (1)に市内を 4 つの区分に分割し、定期巡回を 実施したとあるが、どういった空家等を対象とし、それをどのように区分さ れているのでしょうか。

- 事務局 定期巡回の対象は、適正な管理が行われていない空家等となります。区分については、まず市域を東部・中央・西部の3つに分けております。これとは別に、特定空家等などの状態を注視すべき空家等をもう1つの区分としております。定期巡回を行い、継続的に適正管理を促すことで、是正または解体される空家等の件数も増えてきています。
- 委員 定期巡回の対象としている件数は、資料1の中の表1 の140件が対象となるのでしょうか。
- 事務局 当該表は、定期巡回を行った結果で取りまとめている件数となるので、実際に巡回した件数とは異なります。同表の中では、管理不全空家等に分類されている 、 及び の状況の空家等が対象となります。
- 委員 資料1の表1では空家等の状況の動きが分からないので、その部分の工夫 はできないのでしょうか。
- 事務局 過去に相談を受けた空家等を、最近の状況でまとめ直しておりますが、過去からの推移が分かるような表現を検討いたします。
- 委員 基本施策 取組施策 1 (1)に固定資産税納税通知書へのチラシの同封 とあるが、チラシの内容はどのようなものでしょうか。協定を締結している 団体に関する掲載があれば、事前に記載内容の確認をさせていただきたい。
- 事務局 この取組の目的としましては、市外にお住まいで、市内に空家等を所有されている方への適正管理に関する情報の提供としておりますので、定期的な点検の呼び掛けや確認すべき箇所、協定団体の連絡先一覧などの内容を掲載する予定です。内容が決まりましたら、事前に送付いたします。

## 【議事(3)非公開】

会 長 それでは、多くの御意見ありがとうございました。 議題については以上といたします。

(閉会 午後3時30分)